2　国土交通大臣は、１の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る適正監理計画の認定をすることができる。

⑴　受入造船企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。

①　造船法（昭和25年法律第129号）第６条第１項第１号若しくは第２号の届出を行っていること若しくは小型船造船業法（昭和41年法律第119号）第４条の登録を受けていること又はこれらの届出を行っている者若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること。

②　過去５年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。

③　過去５年間に造船法第７条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。

④　過去５年間に小型船造船業法第17条第１項（同項第２号については同法第７条第１項第１号及び第４号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。

⑤　過去５年間に労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

⑥　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

⑦　造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。

⑧　第６の４の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。

⑨　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。

⑩　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

⑪　技能実習第１号イの項の下欄第21号イからニまでに掲げる規定により刑に処せられたことがある場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過していること。

⑫　過去５年間に受入造船企業になろうとする者の事業活動に関し、技能実習第１号イの項の下欄第21号の２に規定する行為を行ったことがないこと。

⑬　受け入れる外国人造船就労者に従事させる業務に従事する相当数の労働者を過去３年間に非自発的に離職させていないこと。

⑵　１⑵②の人数が受入造船企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えないこと。

⑶　１⑵⑤の期間が２年間（外国人造船就労者が造船分野技能実習を修了して国籍又は住所を有する国に帰国後１年以上が経過している場合においては、３年間）を超えないこと。

⑷　１⑵⑥の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること。

⑸　⑵から⑷までに定めるもののほか、適正監理計画の内容が外国人造船就労者の就労期間全体を通じて適正な監理の確保が図られると認められるものであること。

⑹　外国人造船就労者（家族その他密接な関係を有する者を含む。）がその者の造船特定活動に関連して、送出し機関、特定監理団体又は受入造船企業となろうとする者から保証金（名目のいかんを問わない。）を徴収されないこと及び労働契約の不履行に係る違約金（名目のいかんを問わない。）を定める契約等が締結されないこと。

3　企業単独型受入造船企業になろうとする者は、企業単独型造船特定活動における外国人造船就労者の適正な監理に関する計画（以下「企業単独型適正監理計画」という。）を策定し、国土交通大臣に認定を申請しなければならない。企業単独型適正監理計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

⑴　企業単独型受入造船企業になろうとする者に関する事項

⑵　受け入れる外国人造船就労者に関する次に掲げる事項

①　修了した造船分野技能実習の職種及び作業の名称

②　人数

③　就労させる場所

④　従事させる業務の内容

⑤　従事させる期間

⑥　報酬予定額

⑦　技能の向上を図るための方策

⑶　外国人造船就労者の適正な監理を実施するための計画等に関する事項

⑷　外国人造船就労者の就労状況の確認に関する事項

⑸　在留中の住居の確保に関する事項

⑹　長期休暇の取得に関する事項

⑺　管理指導員及び生活指導員の任命に関する事項

⑻　報酬及び労働・社会保険への加入等を担保する財産的基盤に関する事項

⑼　外国人造船就労者との面談及び外国人造船就労者からの生活、労働等（転職を含む。）に係る相談への対応（苦情処理を含む。）並びに確認の実施に関する事項

⑽　外国人造船就労者の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置に関する事項

⑾　就労の継続が不可能となった場合の措置に関する事項

⑿　外国の送出し機関に関する事項

⒀　第９の15の国土交通省の監査、第９の17の国土交通大臣が外国人造船就労者の受入れに関する是正が必要と認めた場合における国土交通大臣による報告の要求及び必要な措置、第９の18の国土交通大臣による立入検査及び第９の19の国土交通大臣による外国人造船就労者の受入れの停止その他必要な指示に対する適切な対応に関する事項

4　国土交通大臣は、３の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしている場合には、申請に係る企業単独型適正監理計画の認定をすることができる。

⑴　企業単独型受入造船企業となろうとする者が次に掲げる要件をいずれも満たしているとき。

①　造船法第６条第１項第１号若しくは第２号の届出を行っていること若しくは小型船造船業法第４条の登録を受けていること、又はこれらの届出を行っている者若しくは登録を受けている者からの委託を現に受けて船体の一部の製造又は修繕を行っているものであること。

②　過去５年間に造船法違反又は小型船造船業法違反により罰金以上の刑に処されたことがないこと。

③　過去５年間に造船法第７条に規定する国土交通大臣による業務に関する勧告等を受けた者については当該勧告等に対して必要な改善措置が講じられていること。

④　過去５年間に小型船造船業法第17条第１項（同項第２号については同法第７条第１項第１号及び第４号の規定に係る部分に限る。）に規定する国土交通大臣による事業の停止命令又は登録の取消しを受けていないこと。

⑤　過去５年間に企業単独型受入造船企業が雇用する労働者に対する労働基準関係法令違反により罰金以上の刑に処せられたことがないこと。

⑥　労働安全衛生法等関係法令において講ずべきとされている労働災害防止のための最低基準を上回る労働災害を防止するための措置が講じられていること。

⑦　労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守していること。

⑧　企業単独型造船特定活動に係る国土交通省その他の監督官庁が実施する賃金水準等の調査に協力すること。

⑨　第７の４の報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従うこと。

⑩　過去５年間に２年以上造船分野技能実習を実施した実績があること。

⑪　過去５年間に外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行ったことがないこと。